

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

呉市長 新原芳明

呉市条例第13号

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例  
(呉市税条例の一部改正)

第1条 呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第53条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第53条の5 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護</p>	<p>(既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第53条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第53条の5 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護</p>

予防住宅改修費の額

(7) 略

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6の2 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告

予防住宅改修費の額

(7) 略

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6の2 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告

書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(6) 略

附 則

第6条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第28条の3及び第28条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2. 前項の規定は，次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第30条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか，前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて，前年中において給与所得以外の所得

書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(6) 略

附 則

第6条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第28条の3及び第28条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第28条の7及び第28条の8第1項の規定の適用については、第28条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第28条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。  
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第28条の7及び第28条の8第1項の規定の適用については、第28条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第28条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。  
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

<p>1 2 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>1 2 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>1 3 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>1 3 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>1 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>1 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>1 5 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>1 5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>1 6 略</p>	<p>1 6 略</p>
<p>第9条の2の2 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 (軽自動車税の税率の特例)</p>	<p>第9条の2の2 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 (軽自動車税の税率の特例)</p>
<p>第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第14条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる</p>	

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号 ア	3, 90 0円	1, 00 0円
	6, 90 0円	1, 80 0円
	10, 8 00円	2, 70 0円
	3, 80 0円	1, 00 0円
	5, 00 0円	1, 30 0円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2

号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号 ア	3, 90 0円	2, 00 0円
	6, 90 0円	3, 50 0円
	10, 8 00円	5, 40 0円
	3, 80 0円	1, 90 0円
	5, 00 0円	2, 50 0円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2

号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成2

9年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号 ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2

号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2

2 法附則第30条第2項第1号及び第2

号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号 ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2

号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号 ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

7 法附則第30条第8項第1号及び第2

号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第4項第1号及び第2

号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条第2号	3, 900円	3, 000円
---------	---------	---------



<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p>	ア	0円	0円
		6,900円	5,200円
		10,800円	8,100円
		3,800円	2,900円
		5,000円	3,800円
		0円	0円
		0円	0円
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p>			

(呉市都市計画税条例の一部改正)

第2条 呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
（法附則第15条第43項の条例で定める割合）	（法附則第15条第44項の条例で定める割合）
第1条の2 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。	第1条の2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
第12条 法附則第15条第1項、第13項、 <u>第17項</u> 、 <u>第18項</u> 、 <u>第20項</u> から <u>第24項</u> まで、 <u>第26項</u> 、 <u>第27項</u> 、 <u>第31項</u> 、 <u>第35項</u> 、 <u>第39項</u> 、 <u>第42項</u> 、 <u>第43項</u> 、 <u>第44項</u> 若しくは <u>第47項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、	第12条 法附則第15条第1項、第13項、 <u>第18項</u> 、 <u>第19項</u> 、 <u>第21項</u> から <u>第25項</u> まで、 <u>第27項</u> 、 <u>第28項</u> 、 <u>第32項</u> 、 <u>第36項</u> 、 <u>第40項</u> 、 <u>第43項</u> から <u>第45項</u> まで若しくは <u>第48項</u> から <u>第50項</u> まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市

第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の呉市税条例（以下「新市税条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の呉市都市計画税条例（以下「新都市計画税条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第6条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例附則第12条の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「第48項若しくは第49項」とする。